

平成19年 5月29日

お知らせ

資料提供先

岡山県記者クラブ
倉敷市記者クラブ

不法係留船対策のため警告看板を設置します

旭川京橋～桜橋間（6k200～8k000）及び吉井川永安橋付近西側（4k800～5k300）について警告看板を設置します。

国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所では、国で管理している吉井川、旭川、高梁川で合計約1,200隻もの船舶が不法係留されています。これらの船舶が治水、河川環境、景観、他の河川使用に対して支障を引き起こしている現状を踏まえ、今後、不法係留船対策に積極的に取り組みます。

今回は旭川及び吉井川で川幅が狭いなど治水上特に支障があり優先的に対策を行う区間と定め、旭川の京橋から桜橋下流区間、吉井川の永安橋西側で、本年5月31日に警告看板を設置します。

平成19年5月29日

問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局 岡山河川事務所

TEL 086-223-5101 (代表)

副所長 大平 美紀夫 (おおひら みきお) (内線202)

占用調整課長 森末 幸己 (もりすえ ゆきみ) (内線341)

(治水上の問題点)

河川区域内のプレジャーボート等の不法係留船は、洪水の流下の阻害、洪水、高潮、津波等で船舶が流出した場合の河川管理施設等の損傷、河川工事の実施の支障等、治水上に影響を及ぼす原因になるほか、一般公衆の自由使用の妨げや騒音の発生等様々な面で河川管理上の支障を引き起こす恐れがあります。

河川区域内において工作物を設置する場合や河川内の土地を独占排他的に使用する場合には河川管理者の許可が必要ですが、係留杭等の施設を設置してプレジャーボート等を係留することや係留施設を設置することなくプレジャーボート等を常時係留する場合には、原則として許可は受けられません。

したがって河川管理者の許可を受けずに河川区域内に係留している船舶は不法係留船であり、法に基づく強制的な撤去措置の対象となるものです。

(経緯・現状)

岡山県内のプレジャーボートは昭和60年代頃から増えており、岡山県においては港湾、漁港、河川等の各水域管理者が集まり、不法係留船対策について検討を行っていますが、なかなか目に見える成果は上がっていないのが現状です。

平成18年の実態調査では、岡山河川事務所が管理している河川内の不法係留船は約1,200隻でかなりの数となっていますが、一方マリーナ等の恒久的な係留・保管施設の建設は十分に進んでいないことから、各水域とも一挙に強制的な撤去措置を執ることも困難な状況です。

(不法係留対策に係る計画の策定に向けて)

不法係留船対策の実効性を上げるためにには、河川管理上の支障の程度等に応じて、計画的に対策を講じることが必要です。そのため河川管理者は、不法係留船対策に係る計画を地域の実態に応じて水系又は主要な河川ごと等に各水域管理者と連携をとって策定し、不法係留船の計画的な解消を行っていく必要があります。

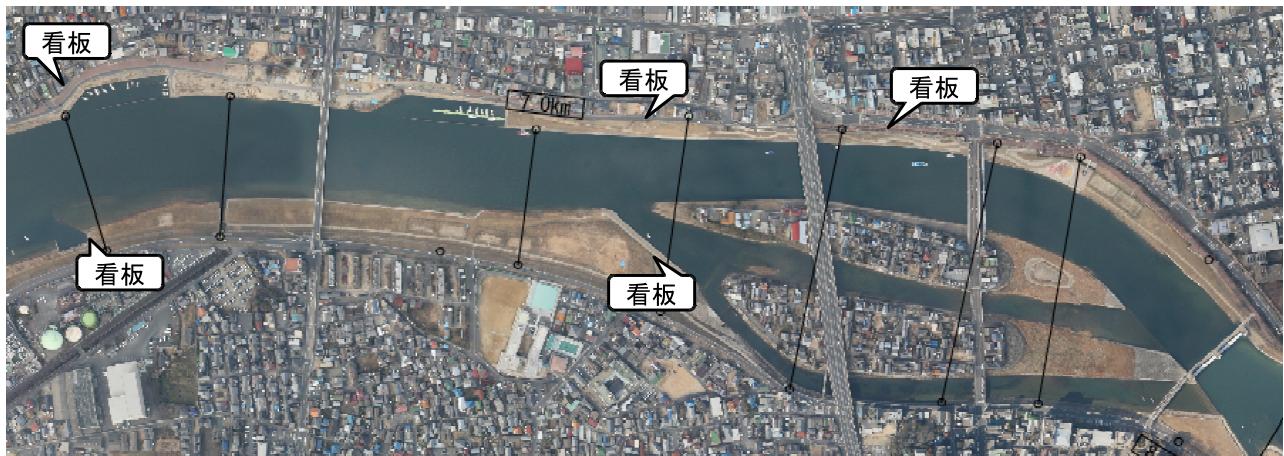
(当面の対策)

不法係留船対策を行うためには、船舶に対する規制と収容施設の整備が車の両輪のごとく機能する必要がありますが、収容能力の大幅な拡大が見込めない現状だからと言うことで全く規制をしないことにはならないと考えています。

そのため、今回は船舶使用者へレジャーボート等の撤去について周知を図る趣旨から、旭川においては京橋から桜橋下流区間に、また吉井川では永安橋西側に、本年5月31日、警告看板を設置します。

(当面の看板設置箇所と船舶の現状)

○旭川看板設置箇所 (京橋～桜橋下流区間)



○対策内容 警告看板設置 5箇所

○設置予定日 平成19年5月31日

○対象隻数 30隻 (平成19年3月現在)

○吉井川看板設置箇所 (永安橋西側付近)



○対策内容 警告看板設置 2箇所

○設置予定日 平成19年5月31日

○対象隻数 25隻 (平成19年3月現在)

設置予定看板

